

太陽光発電業界においてお客様が税制措置を受けるべくメーカーへ証明書の取得を依頼される場合の手順を以下にご紹介いたします。

【対象税制】：中小企業等経営強化法

【内容】：一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産を1/2に軽減
 <税制措置の詳細内容はこちらをご参照下さい>

税制措置内容

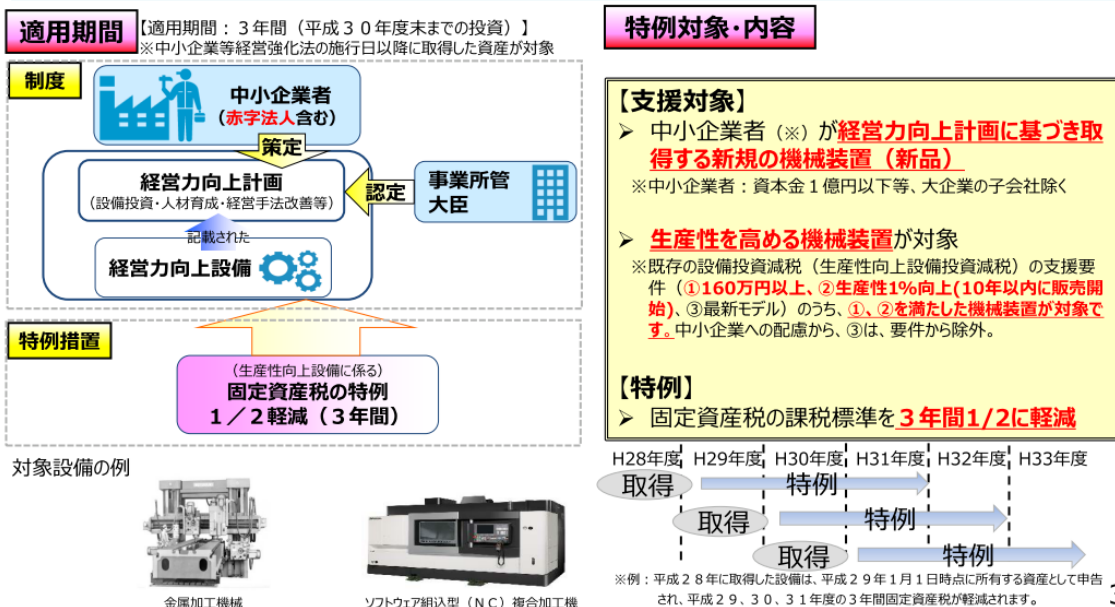
税制措置内容税制名：中小企業等経営強化法

内容：中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産を1/2に軽減できます。

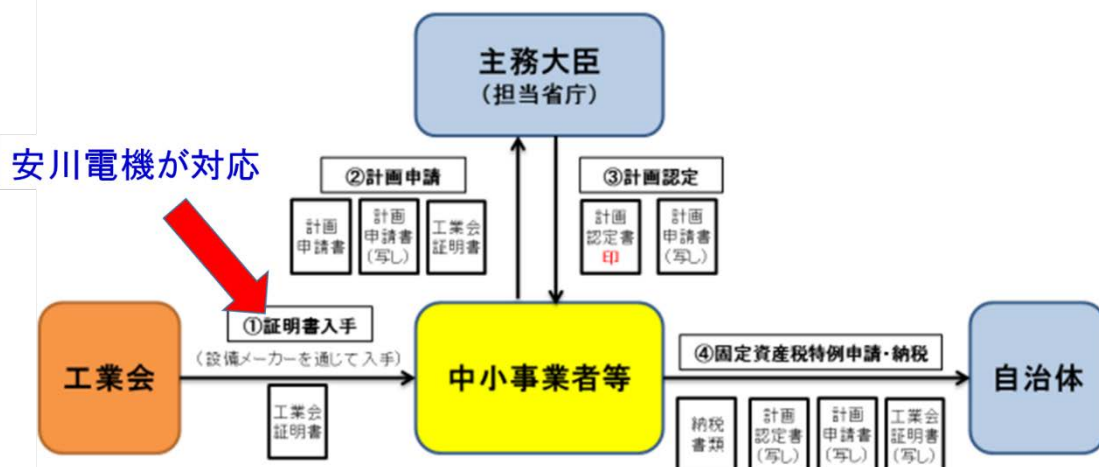
詳細：お客様が本税制措置を受けるにあたり設備メーカー（当社）が経産省の「工業会」より工業会証明書を取得する必要があります。証明書取得（申請）にあたって必要な情報をご記入いただき、当社にて申請を行います。証明書受領後、お客様へ返信させていただきます。

<概要>

- 中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字企業にも大きな減税効果が期待。



<中小企業等経営強化法（手続き方法）>



注1) 「機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要あり。」
 注2) 「経営力向上計画の認定を受けることと、公的融資または公的債務保証の判断は別もの。認定が、公的融資や債務保証を受けられることの保証ではない。」